

反社会的勢力対策規程

施行日：2021(令和3)年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、当会社の反社会的勢力を排除するための平素からの対応や、有事の際の対応を定めることを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は役員、従業員、その他当会社の業務に従事するすべての者(以下、「社員等」という。)に適用する。

(用語の定義)

第3条 反社会的勢力とは、暴力や威力、あるいは詐欺的な手法を駆使し、不当な要求行為により、経済的利益を追求する集団又は個人の総称をいい、具体的には以下に該当する集団又は個人をいう。

- ① 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)
 - ② 暴力団員(暴力団の構成員)
 - ③ 暴力団準構成員(暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外の者)
 - ④ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業)
 - ⑤ 総会屋等(企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える集団又は個人)
 - ⑥ 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは関与する政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える集団又は個人)
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等(第1号から第6号までに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人)
 - ⑧ 共生者
- (ア) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- (イ) 暴力団員を雇用している者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

- (エ) 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑨ 前各号に準ずる者のほか、暴力的又は不当な要求行為等により市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす集団又は個人等、当会社で定める集団又は個人
- 2 不当要求とは、反社会的勢力に該当する集団又は個人による暴行脅迫もしくは暴行脅迫の行為を示唆する一切の言動、社会通念上相当と認められた範囲を逸脱した手段による権利行使、又はその他の社会通念上許容された限度を超える一切の不相当な行為をいう。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 当会社は、社会的責任ある企業として、暴力団を始めとする反社会的勢力との関係を遮断し排除していくため、反社会的勢力に対する基本方針を定める。

2 当会社の基本方針は、以下の通りとする。

- (1) 取引を含めた一切の関係遮断
反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (2) 組織としての対応
反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- (3) 外部の専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- (4) 民事と刑事の両面からの法的対応
反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。
- (5) 裏取引や資金提供の禁止
反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

3 当会社は、基本方針を、当会社のウェブサイトに掲出する。

第3章 管理体制

(管理体制の構築と整備)

第5条 当会社は、基本方針を実現するための管理体制を構築し、その整備を行うものとする。

2 当会社は、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応その他反社会的勢力への対応を総括する部門を管理担当部署と定め、管理担当部署長をこれらの対応を統括する責任者と定める。

- 3 管理担当部署長は、本規程に従って、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行うものとする。
- 4 管理担当部署は、反社会的勢力排除のために国や地方公共団体が制定・公表する法律・条例、指針およびガイドライン、その他反社会的勢力排除に関する規範の最新情報を継続的に確認するとともに、警察または全国暴力追放運動推進センターその他反社会的勢力排除のための専門機関の主催するセミナーへの出席や情報収集を通じて、反社会的勢力排除の体制構築に努め、役員及び従業員等（以下、「社員等」という）への周知を図らなければならない。

第4章 反社会的勢力の排除

（顧客または取引先の調査）

第6条 社員等は、次の各号のいずれかに該当する場合、反社会的勢力に該当するか否かの調査を、管理担当部署に対して依頼しなければならない。ただし、担当部門が明確でない取引先が、次の各号のいずれかに該当する場合には、管理担当部署が直接調査を行わなければならない。

- (1) 取引先と新規に取引関係に入る場合
- (2) 取引先から不当要求行為がなされた場合
- (3) 取引先に関して反社会的勢力との関係を疑わせる情報が入った場合
 - 2 管理担当部署は、取引先が個人である場合には、当該個人について、取引先が法人である場合には、当該法人ならびにその代表者について、反社会的勢力に該当するか否かの調査を行わなければならない。
 - 3 管理担当部署長は、前項の調査に際して、反社会的勢力蓄積情報の利用その他必要かつ適切な手段（必要に応じて外部専門機関に照会することを含む。）を用いなければならない。
 - 4 管理担当部署は、1年以上継続して取引している取引先に対して、第2項で定める調査を定期的実施しなければならない。
 - 5 本条で定める調査の調査結果は、書面もしくは電子的記録として残さなければならない。

（社員等の調査）

- 第7条 当会社の社員等が、日常の言動や外部からの情報提供等により、反社会的勢力である又は反社会的勢力との接触のおそれがあると疑われる場合、人事担当部署は、当該社員等が反社会的勢力に該当するか否かの調査を行い、その結果について管理担当部署長と協議を行い、適切な対応を行わなければならない。
- 2 人事担当部署は、採用選考対象者については、労働条件通知書発行前までに、当該採用選考対象者が反社会的勢力に該当するか否かの調査を実施しなければならない。

(暴排条項)

第8条 官公署、公社、公益法人、商工会議所及びそれに準ずる団体以外の取引先と取引を行う場合、その取引先が反社会的勢力に該当すると認められたときは当会社の申出により当該契約が解除される事項（いわゆる暴排条項）を契約書または取引約款等に定めなければならない。

(取引の禁止)

第9条 当会社は、第6条に定める調査の結果、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引を行わない。

第5章 反社会的勢力への対応

(報告)

第10条 社員等は、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに、管理担当部署長に報告しなければならない。

2 管理担当部署長は、社員等から前項に規定する報告を受けた場合又は反社会的勢力に該当すると認められる事実を自ら発見した場合（第6条に定める調査の結果認識した場合を含む。）には、代表取締役等に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた代表取締役は、関係する社員等に対して、当該取引先との取引関係の解消を含む適切な対応をとるよう指示しなければならない。

(不当要求への対応)

第11条 管理担当部署長は、不当要求があった場合には、代表取締役の指示の下で、反社会的勢力と接触する可能性のある担当者の安全を確保するために必要な措置を取り、外部専門機関と連携するなどして必要な支援を行う。

2 不当要求があった場合には、担当者または担当部門に対応を任せず、管理担当部署長が代表取締役の指示に従って対応策を決定する。その際、管理担当部署長は、民事および刑事上の必要な法的手段を講じるほか、必要に応じて速やかに警察に被害届を提出するなどの措置をとる。

3 前項の決定にあたって、管理担当部署長は、積極的に外部専門機関に相談するとともに、全国暴力追放運動推進センター等外部機関が策定している対応要領等に従う。

(届出)

第12条 社員等が、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたときは、当会社は、直ちに警察に届け出る。

2 社員等が、反社会的勢力の関係者と思われる者から暴行を受けたときは、当会社は、直ちに警察に届け出る。

3 第1項および前項の届出は、管理担当部署長が代表取締役の承認を得て行う。

(捜査への協力)

第13条 当会社は、反社会的勢力やそれによる不当要求に関する警察による捜査には、全面的に協力する。

2 警察との連絡責任者は、管理担当部署長とする。

(第三者仲介の排除)

第14条 当社は、いかなる場合においても、法的又は事実的な紛争の解決について、第三者に仲介、斡旋等を依頼しない。

2 当社は、第三者が、法的又は事実的な紛争の解決について、仲介、斡旋等を申し出ても、これに応じない。

第6章 運用

(内部通報)

第15条 社員等は、以下の各号に定める場合、所定の内部通報窓口へ通報する。

- (1) 本規程違反行為又は本規程に違反するおそれのある行為を認知又は見聞きした場合
- (2) 通常の業務報告により本規則違反行為等の放置、隠ぺい等がなされる恐れがあるなど、通常の業務報告では適切な対応がなされないと判断する場合

(懲戒)

第16条 当社は、社員等が本規程に違反する行為を行った場合は、その行為者及び管理者について、就業規則等社内規則に従い厳正な処分を行う。